

II

(EC 条約/欧州原子力共同体 (Euratom) 条約の下に採択された出版を義務付けられない法令)

勧告

欧州委員会

2007年度12月6日付

委員会勧告

以下の物質のリスク軽減措置

ピペラジン、シクロヘキサン、メチレンジフェニルジイソシアネート、ブット-2アイン  
-1,4-ジオール (But-2yne-1,4-diol)、メチルオキシラン、アニリン、アクリル酸  
2-エチルヘキシル、1,4-ジクロロベンゼン、3,5-ジニトロ-2,6-ジメチル-4-tert-  
ブチル・アセトフェノン、フタル酸ジ-(2-エチルヘキシル)、フェノール、  
5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン

(この勧告は文書番号 C(2007)5901 の下で通知される)

(欧州経済地域 (EEA) 協定関連文書)

(2008/98/EC)

欧州共同体委員会は、

欧州共同体設立に関する条約を考慮し、

既存物質<sup>(1)</sup>のリスク評価およびリスク管理に関する1993年3月23日の理事会規則  
(EEC)No793/93、その第11条2項を考慮し、

(1) 理事会規則(EEC)No793/93のもとで想定される優先物質の第一および第二、第三リ

---

<sup>(1)</sup>OJ L 84、5.4.1993、p.1。欧州議会および理事会の規則(EC)No1882/2003(OJ L284、31.10.2003、p.1)に基づき改正された規則。

ストのそれぞれに関する委員会規則(EC)No1179/94<sup>(2)</sup>、(EC)No2268/95<sup>(3)</sup>、および(EC)No143/97<sup>(4)</sup>に従って、理事会規則(EEC)No793/93 の枠組みの中で評価対象となる優先物質として以下の物質が特定された。

ピペラジン

シクロヘキサン

メチレンジフェニルジイソシアネート

ブット-2 アイン-1,4-ジオール ( But-2yne-1,4-diol )

メチルオキシラン

アニリン

アクリル酸 2-エチルヘキシル

1, 4-ジクロロベンゼン

3, 5-ジニトロ-2,6-ジメチル-4-tert-ブチル・アセトフェノン

フタル酸ジ-(2-エチルヘキシル) ( DEHP )

フェノール

5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン

(2) 前述の規則に準拠して指定された報告担当者の加盟国は、これらの物質に関するヒトおよび環境についてのリスク評価活動を、ヒトおよび環境に対する既存物質の危険性<sup>(5)</sup>に関する評価の原則を規定している 1994 年 6 月 28 日の委員会規則(EC)No1488/94 に従って完了し、理事会規則(EEC)No793/93 に従った危険性を制限するための戦略を提言した。

(3) 毒性、環境毒性および環境に関する科学委員会 ( SCTEE )、あるいは、健康および環境リスクに関する科学委員会(SCHER)はこれまでに助言を求められ、実施されたりリスク評価に関する意見は報告担当者によって発表されてきた。これらの意見は科学委員会のウェブサイトにおいて公表されている。

---

(2) OJ L 131、26.5.1994、p.3。

(3) OJ L 231、28.9.1995、p.18。

(4) OJ L 25、28.1.1997、p.13。

(5) OJ L161、29.6.1994、p.3。

(4)以下の物質についてのリスク評価並びにリスク軽減戦略に関する2008年2月7日の対応する欧州委員会報告書<sup>(1)</sup>の中で、リスク評価の結果およびリスク制限のための戦略に関する追加的な結果が提示されている。

ピペラジン、シクロヘキサン、メチレンジフェニルジイソシアネート、ブット-2-アイン-1,4-ジオール (But-2-yne-1,4-diol)、メチルオキシラン、アニリン、アクリル酸 2-エチルヘキシル、1,4-ジクロロベンゼン、3,5-ジニトロ-2,6-ジメチル-4-tert-ブチル・アセトフェノン、フタル酸ジ-(2-エチルヘキシル)、フェノール、5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン

(5) その評価に基づいて、特定の物質に関する特定のリスク軽減措置を推奨することは妥当である。

(6) 労働者に関して推奨されるリスク軽減措置は、該当する物質によるリスクを必要とされる程度にまで制限する適切な枠組みをもたらしていると考えられる労働者保護に関する法律の枠組み内で検討されなければならない。

(7) この勧告の中で規定されるリスク軽減措置は、理事会規則(EEC)No793/93 第15条1項に従って設けられた委員会による意見を踏まえたものである。

---

<sup>(1)</sup> OJ C 34、7.2.2008、p.1。

## SECTION 5

### フタル酸ジ-(2-エチルヘキシル) (DEHP)

(CAS No117-81-7(化学情報検索サービス機関登録番号 117-81-7);  
EinecsNo204-211-0 (欧州既存商業化学物質インベントリ登録番号 204-211-0))

#### 環境のためのリスク軽減措置

12. DEHP の排出が危険性をもたらさうる河川流域に関して、関係加盟国は環境基準 (EQS /Environmental Quality Standard)を定めることとし、それらの環境基準を 2015 年に達成するための国家的な汚染削減対策は、欧州議会および理事会指令 2000/60/EC(水枠組み指令)の規定に沿った河川流域管理計画に含まれるものとする。